

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に
掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和8年2月24日に開催された札幌市公共交通協議会協議運賃部会において、札幌観光バス株式会社が運行する「厚別ふれあい循環バス」の運賃及び料金に係る事項に関し、下記のとおり、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線

厚別ふれあい循環バス

2 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

令和8年4月1日以降、各種運賃を以下のとおりとする。

運賃の種類	金額、適用方法
片道普通旅客運賃	全区間一律300円
普通回数旅客運賃 (乗車回数式回数券類)	300円券（11枚綴り3,000円） 60円券（10枚綴り600円）
通勤定期・通学定期 旅客運賃	通勤：1か月13,000円、3か月37,000円 通学（中学生以上）：1か月7,000円、3か月20,000円 通学（小学生以下）：1か月4,000円、3か月12,000円

3 その他

事業計画及び運行計画の変更に伴う協議運賃等（定期券、回数券及び割引を含む）の設定・変更・削除について、適用される運賃等に変更がない限り協議が整っているものとして扱う。

令和8年 月 日

札幌市公共交通協議会協議運賃部会

部会長 飯田 敏之